

仕 様 書

本工事は、国宝、重要文化財を含む多くの文化財を収蔵、展示する奈良県立橿原考古学研究所附属博物館（以下「博物館」という）の老朽化および故障が生じた防火・防犯施設の整備を目的に、防火ダンパー改修をおこなうものである。

1 工事名称等

工事名称：奈良県立橿原考古学研究所附属博物館防火ダンパー改修工事
工事場所：橿原市畝傍町 地内
工 期：契約日から令和3年10月20日（水）まで

2 総則

(1) 適用範囲

受注者は、設計図書（図面、入札説明書、仕様書、設計図書に対する質問回答書）に従い、責任をもって履行する。

(2) 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を直ちに行う。

届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。

(3) 書面の書式及び取扱

書面を提出する場合の書式は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員との協議による。

施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。

(4) 疑義に関する協議

図面及び仕様書に内容の相違がある場合または疑義が生じた場合には、監督職員と協議する。ただし、軽微なものについては監督職員の指示に従う。

(5) 軽微な変更

現場の納まりまたは取合い等の関係で機器及び材料の取付位置、または取付工法の変更などの設計変更を必要としない軽微な変更は監督職員の指示に従う。

(6) 発生材の処理

発生材のうち、発注者に引渡を要するもの以外はすべて関係法令等に従い適切に処理し、監督職員に報告すること。

3 工事関係図書

(1) 施工計画書

受注者は、工事目的及び工事内容を理解した上で、契約締結後、工事の着手に先立ち、速やかに施工計画書を作成、監督職員へ提出し、承諾を受けること。

なお、施工計画書には次の事項を記載するものとする。

・工事概要 ・安全管理体制表 ・施工体制台帳 ・工程表 ・使用材料

(2) 工事写真

作業前後及び作業中の写真を撮影し、整理のうえ提出する。

4 工事現場管理

(1) 施工管理

設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。

工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び管理職員の指示の内容を周知徹底する。

(2) 施工条件

① 施工日及び施工時間は、次による。

ア) 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則（令和元年 11 月 19 日奈良県規則第 22 号）に定める休館日は、施工しない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

イ) 施工時間は原則として 9 時から 17 時とする。ただし、作業時に博物館執務に支障をきたすと監督職員が認めた場合は休館日作業とする。

② 養生

機材の搬入や工事の実施に当たり、機材及び建築物その他設備について、汚染または損傷しないよう適切な養生を行う。なお、建築物その他設備に損傷を与えた場合はすべて受注者の責任において対処する。

③ 整理、清掃、後片付け

工事に際して、当該工事に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。

(3) 施工中の安全確保

① 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 1 号）及び建築工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日付け建設省営監発第 13 号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。

② 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。

5 施工

(1) 一般事項

① 施工

施工にあたっては、当該施設の執務に支障のないよう工程を組み、やむを得ずそれらに支障が生じる場合には事前に監督職員に報告し、調整を図ること。

施工は、設計図書に従って行うが、これらに明示していない事項でも、施工上技術上当然必要と認められる事項については、受注者の責任において行う。

② 使用材料

本工事に使用する製品および諸雑材は、JIS 規格又は各々それに合格した品質優良な新品とし、監督職員に了承を得ること。

③ 別途工事への協力と調整

契約期間中は、当該施設において施設改修、防火設備改修にかかる別工事を実施する予定であり、施工者は別途工事の施工に協力すると共に、円滑な工事進捗が行われるよう調整すること。

なお、令和 3 年 10 月からは屋上防水工事を予定しており、工事ヤード設置・足場設置・工事資材搬入等のため博物館外周部での工事は困難となることを留意すること。博物館建物外の工事については、工期中できる限り前倒しして実施し、取り合いとならないよう努めること（博物館内での工事は支障ない）。

④ 工事写真

本工事施工については、工事写真、竣工写真を撮影すること。

⑤ 軽微な変更

機能上、構造上当然必要と認められる軽微なものは、監督職員と調整の上、本工事請負金額内

で施工すること。

⑥完成渡し・取扱説明書の作成

工事完成に際しては、あらかじめ検査を行ったうえで監督職員に報告し、監督職員が完成検査を行う。

交換、また新規取り付けするカメラ機器等の製品は、製作年月日、機器番号等の表示を監督職員が指示する箇所に付し、別にその使用法、注意事項等の説明書を取りそろえて提出すること。

⑦工事保証

施工者は、工事完成後でも工事の不完全納入品の欠陥に起因する故障は、一年間の保障の責任において直ちに修理または良品と取り替えること。

⑧工事負担金

工事時の電力及び上水等は、当施設のものを使用できるものとする。

⑨既設機器の撤去

指定した既設機器の撤去および廃棄は、法令に基づき適正に処分すること。

(2) 工事概要

博物館の防火ダンパーを下記のとおり改修する。〔別紙明細および、館内防火ダンパー配置概略図（1階、2階）、ダクト・配管関係図面（中央機械室ダクト断面図、1階ダクト・配管平面図、2階ダクト・配管平面図、主機械室配管図）、既存防火ダンパー図面を参照〕

①工事箇所

各ダンパーは以下の各室付近天井裏に位置する。

[1階]

a. 機械室、b. 廊下A、c. エレベーター機械室、d. 職員用トイレ、e. 多目的トイレ、f. 展示倉庫A

[2階]

g. 収蔵庫C、h. 特別収蔵庫A、i. 記録資料収蔵庫、j. 書庫、k. 職員用男子トイレ、l. 物品庫、m. 廊下G

②工事内容

博物館内の既設の防火ダンパーを撤去した上で、新たに防火ダンパーを取り付ける。また、これにともなう、ダクト工事、保温工事、天井撤去・復旧工事等をおこなう。各位置に取り付けるダンパーの詳細は以下の通り（○番号は館内防火ダンパー配置概略図、および仕様書明細の備考欄の記載に同じ）。

a. 機械室（①：FD 650×300×350L、②：FD 450×350×350L）
b. 廊下A（③：FD 250×200×350L、④：FD 300×250×350L）
c. エレベーター機械室（⑤：FD 200×200×350L）
d. 職員用トイレ（⑥：FD 400×200×350L、⑦：FD 200×200×350L）
e. 多目的トイレ（⑧：FD 200×150×350L）
f. 展示倉庫A（⑮：PD 750×300×350L 2台）

[2階]

g. 収蔵庫C（⑨：FD 550×300×350L 3台）
h. 特別収蔵庫A（⑩：PD 300×300×350L）
i. 記録資料収蔵庫（⑩：PD 300×300×350L、⑪ PD 300×250×350L）
j. 書庫（⑩：PD 300×300×350L）
k. 職員用男子トイレ（⑫：FD 200×200×350L）
l. 物品庫（⑬：FD 200×300×350L）
m. 廊下G（⑭：FD 250×200×350L）

※ダクトの状況、既存ダンパーの取付位置等の詳細は、ダクト・配管関係図面（中央機械室ダク

ト断面図、1階ダクト・配管平面図、2階ダクト・配管平面図、主機械室配管図)、既存防火ダ
ンパー図面ならびに現地調査により確認すること。

(3) 機器仕様

既設品の仕様に関しては設計図書等のとおり。なお、取替・交換・代替品の仕様に関しては、5

(1) 一般事項②使用材料に記載のとおりとする。

6 工事検査

(1) 工事完成通知

契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の①及び②に示す要件の全てを満たす場合に、
監督職員に提出することができる。

①監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。

②「7 完成図書」の整備が全て完了していること。

(2) 工事検査

(1) の通知に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。

(3) 工事引渡

(2) の検査に合格した場合は、成果物を発注者に引き渡すものとする。

7 完成図書

(1) 完成図書

工事完成時には下記書類を監督職員へ提出し、承諾を得ること。

- ・工事完了報告書
- ・竣工図(2部)
- ・工事写真
- ・使用機器図
- ・マニフェスト
- ・その他監督員が指示するもの

8 その他

(1) 守秘義務

業務上知り得た内容は、他に漏らしてはならない。